



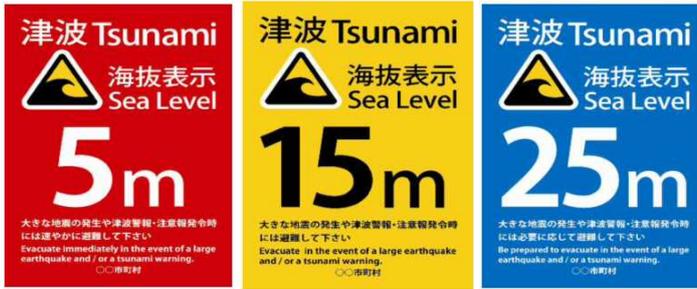
パントウはれるん

11月5日は『津波防災の日』『世界津波の日』

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を教訓とした「津波対策の推進に関する法律（2011年6月）」により、11月5日が「津波防災の日」として制定されました。この日は、1854年11月5日の安政南海地震による津波が和歌山県を襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人々を高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話にちなんだ日です。

また、津波の脅威と対策への国際的な意識向上を目的に2015年12月の国連総会で11月5日を「世界津波の日」とすることが採択されました。

津波防災の日を中心に自治体などで、地震津波避難訓練が実施されることがあります。適切な避難行動、避難先の確認など、いざというときについて考え、いつ地震が発生してもとっさの行動がとれるように、地震や津波から身を守ることにつながりましょう。



沖縄県では、住民の避難意識と災害発生時の避難体制の強化を目的として、左のように海拔表示を統一しています。

赤色：設置場所が海拔5m以下

黄色：海拔6～19m

青色：海拔20m以上

であることを意味しています。

沖縄県：海拔表示等にかかるガイドラインより

大津波警報や津波警報が発表されたら、より高い安全な場所※へ速やかに避難することが大切です。



池間地区防災センター



与那覇地区防災センター



伊良部地区津波避難施設



水納島津波避難施設
(多良間村役場提供)

※宮古島市や多良間村の避難場所

宮古島地方気象台

検索

宮古島地方気象台ホームページ
<http://www.jma-net.go.jp/miyako/>



お問い合わせ先：宮古島地方気象台 TEL: 0980-72-3054 (平日のみ / 8:30～17:15)